

京都市告示第 4 7 4号

京都会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都会館条例第4条第2項の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年12月18日

京都市長 門川 大作

(変更前)

京都会館の全ての施設

供用時間 午前9時から午後10時まで

供用する日 年中無休

(変更後)

		令和2年			令和3年		
		12月29日 (火)	12月30日 (水)	12月31日 (木)	1月1日 (金)	1月2日 (土)	1月3日 (日)
大ホール (楽屋兼レッスン室を含む)		供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
中ホール		供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
小ホール		変更なし	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
会議室1		供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
会議室2		供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
中庭その他構内地	ブロムナード	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
	共通ロビー2階	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
	共通ロビー3階	午前10時 ～午後6時	午前10時 ～午後6時	午前10時 ～午後6時	午前10時 ～午後6時	午前10時 ～午後6時	午前10時 ～午後6時
	ミュージックサロン	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
	上記以外	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)